

証券コード 5571
発送日 2025年6月9日
電子提供措置の開始日 2025年6月4日

株主各位

東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ森JPタワー27階
エキサイトホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 西 條 晋一

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンライン株主総会）として開催いたします。本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、5頁の「バーチャルオンライン株主総会の運営について」をご確認ください。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容である情報（電子提供措置事項）をインターネット上の下記ウェブサイトに「第7期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.excite-holdings.co.jp/ir/stock/agm/>



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービスウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名（会社名）」に「エキサイトホールディングス」または「コード」に「5571」をご入力のうえ、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」を選択してご確認ください。

なお、当日のご出席が難しい株主様におかれましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月25日（水曜日）午後6時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2025年6月26日（木曜日）午後1時

※開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

※本総会当日は、午後0時45分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかつた場合、及び議長が本総会の延期または続行を決定した場合には予備日である2025年6月27日（金曜日）午後1時より本総会を開催いたします。

2. 開催方法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。

※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、5頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

以 上

- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2025年6月27日（金曜日）午後1時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://www.excite-holdings.co.jp/ir/>）でお知らせいたします。
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法はインターネットによるものといたします。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- ◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎代理人による出席を希望される株主様は法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願ひいたします。手続きの詳細に関しましては、5頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.excite-holdings.co.jp/ir/stock/agm/>）に掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎その他、本総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトで変更内容等をお知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

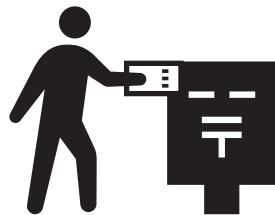


バーチャルオンリー株主総会に出席して議決権行使される場合

後記「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）午後1時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後6時30分到着分まで



電磁的方法(インターネット)による議決権行使

下記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前議決権行使受付サイトにアクセスしていただき、「2. 総会当日のアクセス方法」に従ってログインしていただき、事前議決権行使フォームの「事前行使をする」ボタンより賛否、または棄権をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://web.sharely.app/e/excite-7/pre_vote



行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後6時30分入力完了分まで

バーチャルオンライン株主総会の運営について

本総会は、場所の定めのない株主総会、いわゆる「バーチャルオンライン株主総会」として開催いたします。株主様に実際にご来場いただく会場はございませんので、あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2025年6月26日（木曜日）午後1時

※午後0時45分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合、及び議長が本株主総会の延期または続行を決定した場合には、予備日である2025年6月27日（金曜日）午後1時より、本総会を開催いたします。

2. 総会当日のアクセス方法

アクセス先：<https://web.sharely.app/login/excite-7>

①上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②接続されましら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※その他ご不明点に関しましては下記URLよりヘルプページをご参照ください。<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>



3. 当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法

(1) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否、または棄権をご入力ください。

(2) 当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、3問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

(3) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、視聴画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

4. 事前のご質問・ご意見について

アクセス先：https://web.sharely.app/e/excite-7/pre_question

上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしていただき、「2.総会当日のアクセス方法」に従ってログインしていただき、事前質問フォームの「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

なお、ご質問・ご意見等は、お一人様につき、3問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

全てのご質問に対してご説明することができない場合、議長の判断により、株主様のご関心が高い事項につきまして本総会当日にご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。



[事前受付期間]

2025年6月9日（月曜日）午前9時～2025年6月19日（木曜日）午後6時30分まで

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、本総会当日にご説明させていただく予定です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

5. 事前の議決権行使について

アクセス先：https://web.sharely.app/e/excite-7/pre_vote



上記のURLをご入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、事前議決権行使受付サイトにアクセスしていただき、「2.総会当日のアクセス方法」に従ってログインしていただき、事前議決権行使フォームの「行使する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[事前受付期間]

2025年6月9日（月曜日）午前9時～2025年6月25日（水曜日）午後6時30分まで

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

6. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権行使することができます。ご希望の株主様は、本総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

委任状の書式につきましては、「2.総会当日のアクセス方法」に従ってログイン後、「資料一覧」ボタンよりダウンロードください。

委任状の様式その他必要情報につきましてご不明な点は、「8.第7期定時株主総会 各種お問合せ窓口一覧」記載の「代理人による出席方法に関するお問合せ」の窓口までお問合せください。

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー27階
エキサイトホールディングス株式会社 株主総会事務局宛

＜ご提出期限＞

2025年6月25日（水曜日）午後6時30分必着

7. 本総会における注意事項

- ・書面またはインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権行使された場合は、本総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
- ・議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙をご返信いただく方法により、事前に書面により議決権行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- ・当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ・本総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ID及びパスワードを第三者に伝えることも禁じます。
- ・本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員を配信するためのものとなります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

8. 第7期定時株主総会 各種お問合せ窓口一覧

お問合せ内容	窓口	ご連絡先
議決権行使に関するお問合せ	みずほ信託銀行(株) 証券代行部インターネットヘルプ ダイヤル	0120-768-524 (受付時間：午前9時～午後9時)
事前質問に関するお問合せ	エキサイトホールディングス(株) 株主総会事務局	ir@excite.jp
代理人による出席方法に関するお問合せ		
当日のログイン等に関するお問合せ	Sharely(株)	03-6683-7664 (受付時間：2025年6月26日（木曜日） 正午～総会終了時まで)
当日ご出席の場合の議決権行使の方法に関するお問合せ		

・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業内容の拡大等に伴い、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む会社（外国法人を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(22) 省略	(1)～(22) 現行どおり
(新設)	<u>(23) 医療・健康関連のシステム、アプリケーションの開発、製造、販売事業</u>
(新設)	<u>(24) 医薬品、医薬部外品、衛生用品の販売ならびに調剤薬局の経営</u>
(新設)	<u>(25) 医療機関・介護施設・調剤薬局の経営に関するコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(26) 受付事務、予約対応、レセプト事務その他の医療機関事務の受託事業</u>
(23)～(25) 省略	(27)～(29) 現行どおり

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

当社は、取締役会の機能の独立性及び客觀性並びに説明責任を強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、全ての候補者は、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

候補者の略歴は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職		所有株式数 (株)
1	西條 晋一 1973年6月10日 (再任)	1996年4月 2000年3月 2004年12月 2008年12月 2013年8月 2014年12月 2018年1月 2018年1月 2018年7月 2018年12月 2020年5月 2020年8月 2021年3月 2022年7月 2024年3月 2024年11月	伊藤忠商事(株)入社 (株)サイバーエージェント入社 同社取締役 同社専務取締役 (株)WIL共同創業者ジェネラルパートナー Qrio(株) 代表取締役 XTech(株)設立 代表取締役CEO (現任) XTech Ventures(株)設立 代表取締役 当社設立 代表取締役社長CEO (現任) エキサイト(株) 代表取締役社長 (現任) (株)ティーケーピー 取締役 iXIT(株) 代表取締役社長 (現任) XTech Ventures(株) 取締役 (現任) 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 理事 (現任) Sharely(株) 代表取締役 (現任) ONE MEDICAL(株) 取締役 (現任)	900,000
<取締役候補者とした理由> 西條晋一氏は、インターネット大手上場企業の取締役として、会社経営及びインターネット事業に従事していたことから、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年の当社創業後は、グループ全体の経営を統括し、強いリーダーシップのもと当社グループの業績拡大を牽引してまいりました。その豊富な経験と知見を活かし、今後も当社の持続的な企業価値向上のために、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職		所有株式数(株)
2	石井 雅也 1974年4月27日 (再任)	<p>1998年4月 三井造船(株) (現(株)三井E&S) 入社</p> <p>2002年12月 アームコンサルティング(株) (現アームスタンダード(株)) 入社</p> <p>2004年7月 (株)サイバーエージェント入社</p> <p>2009年12月 同社 財務経理責任者</p> <p>2018年12月 (株)ZENKIGEN 取締役</p> <p>2019年2月 エキサイト(株)入社 執行役員CFO</p> <p>2019年6月 同社 取締役 (現任)</p> <p>2019年6月 (株)FIREBUG 監査役</p> <p>2020年8月 iXIT(株) 取締役</p> <p>2020年10月 当社 取締役CFO</p> <p>2021年2月 当社 執行役員</p> <p>2023年6月 当社 専務取締役CFO (現任)</p> <p>2024年3月 Sharely(株) 取締役 (現任)</p> <p>2024年4月 M&A BASE(株) 取締役 (現任)</p> <p>2024年6月 iXIT(株) 取締役 (現任)</p> <p>2024年7月 ワークキャリア(株) 取締役 (現任)</p> <p>2024年11月 ONE MEDICAL(株) 取締役 (現任)</p> <p>2024年12月 (株)ヒューリオ 取締役 (現任)</p>	—	
<p>＜取締役候補者とした理由＞</p> <p>石井雅也氏は、インターネット大手上場企業の財務経理部門の責任者として、管理部門業務に従事していたことから、豊富な経験と幅広い知見を有しております。当社グループにおいては、2019年からCFOとして、コスト構造の転換及び財務体質の改善を推進し、黒字化に貢献するとともに経営基盤の強化にも尽力してまいりました。その豊富な経験と知見を活かし、今後も当社の持続的な企業価値向上のために、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名	略歴、地位及び担当		所有株式数(株)
3	加藤道子 1984年8月20日 (再任・社外)	<p>2007年4月 モルガン・スタンレー証券(㈱) (現モルガン・スタンレーMUFG証券(㈱)) 入社</p> <p>2010年7月 国際金融公社入社</p> <p>2014年5月 ハーバード・ビジネス・スクールMBA取得</p> <p>2014年8月 ユニゾン・キャピタル(㈱)入社</p> <p>2018年7月 (㈱)ABEJA入社</p> <p>2019年6月 同社 取締役CFO</p> <p>2020年12月 トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスト・デベロップメント(㈱)入社</p> <p>2020年12月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2021年1月 ウーブン・プラネット・ホールディングス(㈱) (現ウーブン・バイ・トヨタ(㈱)) 所属</p> <p>2021年9月 ウーブン・キャピタル プリンシパル(現パートナー) (現任)</p> <p>2021年12月 (㈱)FIREBUG 監査役</p> <p>2021年12月 HENNGE(㈱) 取締役 (現任)</p>		—

<社外取締役候補とした理由及び期待される役割>

加藤道子氏は、成長企業でのCFO経験、金融機関やプライベート・エクイティ・ファンドでの多様な企業への投資・支援の実績を有しており、当社においては、客観的で広範かつ高度な視点から当社グループの経営に対する有益な助言・意見を行っております。その豊富な経験と知見を活かし、今後も取締役会の意思決定に際し、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・意見等が期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員でない取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 西條晋一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 加藤道子氏は、ウーブン・キャピタルのパートナーを務めております。なお、ウーブン・キャピタルはウーブン・バイ・トヨタ(㈱)の投資ファンドであり、同氏は同社に所属しております。
4. 候補者のうち加藤道子氏は監査等委員でない社外取締役の候補者であります。
5. 加藤道子氏は、当社が上場している(㈱)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社との間で人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれもないため、独立役員として届け出ております。加藤道子氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年6ヶ月であります。

6. 当社は、加藤道子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。加藤道子氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により再任された場合も引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を更新することを予定しております。

【ご参考】

1. 取締役会の構成及び各取締役のスキルマトリクス

各取締役候補者の保有するスキルのうち、特に発揮を期待するものは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務戦略会計	投資・市場	テクノロジー	法務リスク管理	ガバナンス
西條 晋一	代表取締役社長 CEO	●		●	●		●
石井 雅也	専務取締役 CFO	●	●			●	●
加藤 道子	社外取締役 独立役員		●	●	●		●
乗松 美緒	社外取締役 常勤監査等委員 独立役員		●				●
澤田 直彦	社外取締役 監査等委員 独立役員					●	●
浅利 圭佑	社外取締役 監査等委員 独立役員		●				●

(注) 取締役会を構成する取締役の専門分野をマトリクスにて示すもので、各取締役の有するスキル及び期待されるスキルのうち主なものに「●」印をつけております。

2. 全取締役に占める独立社外取締役の割合 67% (全取締役6名のうち4名)

3. 全取締役に占める女性取締役の割合 33% (全取締役6名のうち2名)

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。

当社グループは「両利きの経営」を成長戦略に掲げ、プラットフォーム事業及びブロードバンド事業のユーザー数拡大による「既存事業の成長」を実現しながら、その収益基盤を活用したSaaS・DX事業への積極投資による「新たな事業の柱の構築」、M&Aによる「事業ポートフォリオの強化」を図り、持続的な成長を目指しております。

当連結会計年度は、中長期での利益の最大化を目指し、売上高の成長を優先する方針であったことから、着実な成長が見込めるカウンセリングサービス（プラットフォーム事業）を中心に広告宣伝費を大幅に増加させる等の先行投資を行いました。また、2024年11月にオンライン診療事業を行うONE MEDICAL(株)を連結子会社化するなど「事業ポートフォリオの強化」も図りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,091,963千円（前年同期比17.9%増）、営業利益は465,846千円（前年同期比27.6%減）、経常利益は354,951千円（前年同期比42.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は184,120千円（前年同期比54.0%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業には、「エキサイト電話占い」や「エキサイトお悩み相談室」等のカウンセリングサービス、「EMININAL」やONE MEDICAL(株)が提供するオンライン診療サービス、「ウーマンエキサイト」等のメディアサービスが属しております。

当連結会計年度は、2024年11月より連結開始したONE MEDICAL(株)の業績貢献に加え、カウンセリングサービスにおいて、良質な占い師・カウンセラーの獲得及び積極的なプロモーション投資により新規会員の獲得が進みました。

この結果、売上高は4,442,381千円（前年同期比34.4%増）、営業損益は550,998千円の利益計上（前年同期比17.1%減）となりました。

(ブロードバンド事業)

ブロードバンド事業には、「BBエキサイト」等のISP（注1）サービス、格安SIMの「エキサイトモバイル」等のMVNO（注2）サービスが属しております。

当連結会計年度は、「BBエキサイト」を中心としたISPサービスの課金会員数が伸び悩んだことから、売上高は3,718,112千円（前年同期比0.1%減）、営業損益は562,044千円の利益計上（前年同期比12.6%減）となりました。

(注) 1 Internet Service Providerの略で、公衆通信回線等を経由して契約者にインターネットへの接続を提供する事業。

(注) 2 Mobile Virtual Network Operatorの略で、自社で無線通信回線設備を持たず、他の移動体通信事業者から借りてあるいは再販を受けて移動体通信サービスを提供する事業。

(SaaS・DX事業)

SaaS・DX事業には、「FanGrowth」や「Sharely」等のSaaS事業、Webシステムの開発・運用を行うDX事業が属しております。

当連結会計年度は、SaaS事業の成長により、売上高は933,175千円（前年同期比35.9%増）、営業損益は75,286千円の損失計上（前年同期間107,306千円の損失計上）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、231,489千円で、その主な内容は事業用のソフトウェアであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入により5,362,000千円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2024年10月1日付で(株)NAPBIZ、2024年11月1日付でONE MEDICAL(株)の株式を取得し、連結子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①オンライン診療事業の成長

当社グループは2028年3月期に売上高155億円、EBITDA23億円、営業利益16億円、親会社に帰属する当期純利益10億円、時価総額300億円を目指す中期経営計画を策定しております。この計画の実現にはオンライン診療事業の成長が不可欠であることから、美容・健康を中心とした診療科目的拡大、クリニック数や配送エリアの拡大による顧客利便性の向上、美容・健康関連企業とのアライアンスによる送客チャネルの拡大を図ってまいります。

②新規事業への先行投資・成長

当社グループは、プラットフォーム事業、ブロードバンド事業に続く新たな事業の柱を構築するため、新規事業としてSaaS事業等の立ち上げを行っております。今後も規律ある先行投資を行い、新たな事業の柱となるよう育成してまいります。また、M&Aによる事業領域の強化・拡大を進め、企業価値最大化に取り組んでまいります。

③人材育成・組織体制の強化

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材の採用と育成、組織体制の強化が重要な課題であると考えております。そのため、採用イベントの開催やリファラル採用等の多様な採用方法により、優秀な人材の採用を進めるとともに、教育制度の充実や活躍できる機会の提供等により、人材の育成と定着に努めてまいります。

④財務体質の強化

当社は借入金を活用し、2024年11月にONE MEDICAL(株)の株式取得を行ったことから、のれん及び借入金が増加しております。自己資本比率や有利子負債比率等の財務指標は引き続き健全性を維持しておりますが、今後も成長投資と財務規律の調和を図りながら、財務体質の一層の強化に取り組んでまいります。

⑤内部統制・コンプライアンス体制の強化

急速な事業変化に適応し、持続的な成長をしていくためには、内部管理体制及びコンプライアンス体制の強化が重要な課題であると考えております。財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報の保護、リスク管理等の内部統制及びコンプライアンス体制につきまして、より実効性の高い体制となるよう適宜見直し・改善を行ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区分	第4期 (2022年3月期)	第5期 (2023年3月期)	第6期 (2024年3月期)	第7期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	7,131,961	7,533,314	7,713,952	9,091,963
経常利益 (千円)	407,976	597,051	621,583	354,951
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	346,937	453,971	400,071	184,120
1株当たり当期純利益 (円)	89.04	116.51	82.16	37.78
総資産 (千円)	4,241,007	4,550,807	6,295,855	10,345,546
純資産 (千円)	1,511,780	2,022,710	3,628,460	3,638,124
1株当たり純資産 (円)	53.55	518.20	736.89	720.24

- (注) 1. 当社は、2022年12月9日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行いましたが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。
2. 第4期の1株当たり純資産額の算定に当たりましては、種類株式の残余財産分配額を控除して算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エキサイト(株)	100,000 千円	100.00 %	プラットフォーム事業 ブロードバンド事業 SaaS・DX事業
ONE MEDICAL(株)	15,000 千円	100.00 %	プラットフォーム事業
(株)NAPBIZ	10,000 千円	100.00 %	プラットフォーム事業
M&A BASE(株)	9,190 千円	100.00 %	プラットフォーム事業
M&A BASEサーチファンド 1号投資事業有限責任組合	—	—	プラットフォーム事業
iXIT(株)	100,000 千円	96.87 %	SaaS・DX事業
Sharely(株)	10,000 千円	100.00 %	SaaS・DX事業

③当連結会計年度の末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
エキサイト(株)	東京都港区南麻布三丁目20番1号	5,030,795千円	10,856,771千円
ONE MEDICAL(株)	東京都港区南麻布三丁目20番1号	3,876,154千円	10,856,771千円

(注) エキサイト(株)及びONE MEDICAL(株)は2025年4月14日より東京都港区麻布台一丁目3番1号に移転しております。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「エキサイト電話占い」、「エキサイトお悩み相談室」等のカウンセリングサービス ・「ONE MEDICAL」、「EMININAL」のオンライン診療事業 ・「ウーマンエキサイト」、「エキサイトニュース」等のメディアサービス ・M&Aアドバイザリー・仲介サービス等
ブロードバンド事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット接続サービス「BBエキサイト」等のISPサービス ・格安SIM「エキサイトモバイル」等のMVNOサービス
SaaS・DX事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェビナーPDCAクラウド「FanGrowth」、バーチャル株主総会総合支援サービス「Sharely」等のSaaS事業 ・システム開発・運用等のDX事業

(9) 主要な拠点等

当社	東京都港区
エキサイト(株)	東京都港区
ONE MEDICAL(株)	東京都港区
(株)NAPBIZ	大阪府高槻市
M&A BASE(株)	東京都港区
iXIT(株)	東京都港区
Sharely(株)	東京都港区

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
181名 (62名)	4名増 (10名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	1名減	38.9歳	7.2年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員はありません。
2. 平均勤続年数は、2018年10月の当社によるエキサイト(株)の株式取得以前の勤続年数を通算しております。

(11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)みずほ銀行	4,124,072千円
(株)りそな銀行	600,000千円
(株)三菱UFJ銀行	500,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,500,000 株
 (2) 発行済株式の総数 4,859,030 株
 (注) 新株予約権の行使により15,140株増加しております。
 (3) 株主数 1,423 名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
CASK(株)	2,100,000株	43.22%
西條 晋一	900,000株	18.52%
ユナイテッド(株)	551,720株	11.35%
上田ハム短資(株)	103,300株	2.13%
浜本 憲至	91,500株	1.88%
八木 武史	79,000株	1.63%
宇都宮 正暉	72,300株	1.49%
XTech 1号投資事業有限責任組合	68,960株	1.42%
楽天証券(株)	55,900株	1.15%
岡田 浩明	49,700株	1.02%

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	24,000株	1名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4.（6）取締役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2020年2月14日	2020年3月9日
新株予約権の数	21,102個	3,500個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	211,020株 (注) 1	35,000株 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 5,000円 (1株当たり500円) (注) 1	新株予約権1個当たり 5,000円 (1株当たり500円) (注) 1
権利行使期間	2022年2月15日から 2030年2月14日まで	2022年3月10日から 2030年3月9日まで
行使の条件	(注) 2、3、4、6、7	(注) 2、3、4、6、7
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 8,900個 目的となる株式数 89,000株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日		2021年9月30日	2024年12月23日
新株予約権の数		1,550個	24,000個
目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
目的となる株式の数		15,500株 (注) 1	24,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 9,300円 (1株当たり930円) (注) 1	新株予約権1個当たり 1,050円 (1株当たり1,050円)
権利行使期間		2023年10月1日から 2031年9月30日まで	2026年12月24日から 2034年12月23日まで
行使の条件		(注) 2、3、4、6、7	(注) 2、3、5、6、7
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 24,000個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 1名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 第1回、第2回及び第6回の新株予約権につきましては、2022年12月9日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。
2. 新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要しております。但し、当会社が認めた場合はこの限りではありません。
3. 当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権行使することができるものとしております。
4. 当社の株式が金融商品取引所に上場した後、上場日を基準として、以下の割合を上限としてのみ本新株予約権行使することができるものとしております。なお、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に以下の割合を乗じて算出された数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとしております。
- ①上場日から1年が経過するまで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の30%
 - ②上場日から1年経過した後2年経過するまで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の60%
 - ③上場日から2年経過した後
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の100%

5. 以下の割合を上限としてのみ本新株予約権行使することができるものとしております。なお、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に以下の割合を乗じて算出された数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとしております。
- ①割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日まで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の30%
 - ②割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日まで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の60%
 - ③割当日の4年後の応当日から割当日の10年後の応当日まで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の100%
6. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権の行使はできないものとしております。
7. その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第8回新株予約権	
発行決議日		2025年1月31日	
新株予約権の数		50,000個	
目的となる株式の種類		普通株式	
目的となる株式の数		50,000株	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,149円 (1株当たり1,149円)	
権利行使期間		2027年2月1日から 2035年1月31日まで	
行使の条件		(注) 1、2、3、4、5	
交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	一個 一株 一名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	50,000個 50,000株 2名

(注) 1. 新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要しております。但し、当会社が認めた場合はこの限りではありません。

2. 当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権行使することができるものとしております。

3. 以下の割合を上限としてのみ本新株予約権を行使することができるものとしております。なお、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に以下の割合を乗じて算出された数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとしております。
 - ①割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日まで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の30%
 - ②割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日まで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の60%
 - ③割当日の4年後の応当日から割当日の10年後の応当日まで
新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数の100%
4. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権の行使はできないものとしております。
5. その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとしております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	西 條 晋一	経営全般	エキサイト(株) 代表取締役社長 iXIT(株) 代表取締役社長 Sharely(株) 代表取締役 ONE MEDICAL(株) 取締役
専務取締役CFO	石 井 雅也	管理部門管轄	エキサイト(株) 取締役 iXIT(株) 取締役 M&A BASE(株) 取締役 Sharely(株) 取締役 ワークキャリア(株) 取締役 ONE MEDICAL(株) 取締役
取締役	加 藤 道子		ウーブン・キャピタル パートナー HENNGE(株) 取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	乗 松 美緒		エキサイト(株) 監査役 iXIT(株) 監査役 ONE MEDICAL(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	澤 田 直彦		弁護士法人直法律事務所 代表
取締役 (監査等委員)	浅 利 圭 佑		浅利公認会計士事務所 代表 ネクスパート・アドバイザリー(株) 代表取締役 税理士法人NEXPERT 代表 (株)NEXPERT Consulting 代表取締役 (株)CFO-Partners 取締役 (株)TWOSTONE&Sons 監査役

- (注) 1. 加藤道子氏、乗松美緒氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）乗松美緒氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏は、以下のとおり専門的な知見を有しております。
- ・乗松美緒氏は、国内外企業のCFOとして培われた財務・会計に関する知見を有しております。
 - ・澤田直彦氏は、弁護士として培われた企業法務に関する知見を有しております。
 - ・浅利圭佑氏は、公認会計士として培われた財務・会計に関する知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、乗松美緒氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 加藤道子氏、乗松美緒氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 2024年6月27日をもって取締役（監査等委員）坂本里実氏は、任期満了のため退任しました。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	担当
執行役員CTO	藤 田 毅	技術部門管轄

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（加藤道子氏、乗松美緒氏、澤田直彦氏及び浅利圭佑氏）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員及び管理職従業員

②保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等の損害を補填することを目的としております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年7月15日の取締役会において取締役の報酬等の決定方針を決議しております。取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきまして、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

当社の取締役の報酬は、基本報酬としての月額報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等としての役員賞与（金銭報酬）及びストック・オプション報酬（非金銭報酬）により構成する。

②基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額報酬（金銭報酬）とする。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬の額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定する。

監査等委員である取締役の月額報酬の額は、職務内容等を勘案して決定する。

③業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための指標等を用いた賞与（金銭報酬）とし、当社の業績状況、経営環境や他社水準をも考慮して適切と判断した場合には、年1回支給する。取締役の賞与の額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定する。

④非金銭報酬等の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与するストック・オプション報酬（非金銭報酬）は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、当社グループへの貢献の期待値等を勘案のうえ、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会により決定するものとする。

⑤確定額の報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略、経営環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同規模の他社の動向等を参考に、適切に設定する。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえ、決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額の決定については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(5) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年6月21日に開催された第3期定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議しております。当該株主総会における監査等委員でない取締役の員数は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年12月25日に開催された臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会における監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また、2023年6月26日に開催された株主総会において監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して非金銭報酬の額を年額50,000千円以内とし、その枠内でのストック・オプションの発行を決議しております。

(6) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） (うち社外取締役)	53,400 (4,800)	53,400 (4,800)	—	—	3 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	19,500 (19,500)	19,500 (19,500)	—	—	4 (4)

(注) 2024年6月27日開催の第6期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職先	当該他の法人等との関係
社外取締役	加 藤 道 子	ウーブン・キャピタル パートナー HENNGE(株) 取締役	取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	乗 松 美 緒	エキサイト(株) 監査役 iXIT(株) 監査役 ONE MEDICAL(株) 監査役	当社の子会社であります。
社外取締役 (監査等委員)	澤 田 直 彦	弁護士法人直法律事務所 代表	取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	浅 利 圭 佑	浅利公認会計士事務所 代表 ネクスパート・アドバイザリー(株) 代表取締役 税理士法人NEXPERT 代表 (株)NEXPERT Consulting 代表取締役 (株)CFO-Partners 取締役 (株)TWOSTONE&Sons 監査役	取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	加 藤 道 子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、指名・報酬委員会3回のうち3回に出席しております。出席した取締役会において、金融機関や成長企業での豊富な経験から経営全般に関する発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	乗 松 美 緒	就任後当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査等委員会10回のうち10回に出席しております。出席した取締役会及び監査等委員会において、国内外企業のCFOとして培われた財務・会計に関する知見を活かし、有用な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	澤 田 直 彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会13回のうち13回、指名・報酬委員会3回のうち3回に出席しております。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士として培われた企業法務・コンプライアンスに関する知見を活かし、有用な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	浅 利 圭 佑	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査等委員会13回のうち13回、指名・報酬委員会3回のうち3回に出席しております。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士として培われた財務・会計に関する知見を活かし、有用な発言を行っております。

6.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,559 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、当期に新規設立した、M&A BASEサーチファンド1号投資事業有限責任組合を対象とする監査委託のための調査業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に上程する方針であります。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会、監査等委員会及び会計監査人によって構成される経営管理体制を前提とする。
- ・取締役会は、取締役会規程その他の規定に基づき、取締役の業務分担その他の経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受け、各取締役の職務執行上の適法性、定款適合性を確認する。
- ・監査等委員でない取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて業務執行を行うとともに、取締役会規程その他の規定に基づき、業務執行の状況を取締役会に報告する。また、各監査等委員でない取締役は、他の取締役の業務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。
- ・監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査ガイドラインに基づき、内部統制の整備状況を監査し、監査等委員でない取締役、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ・当社グループは、経営管理室長を委員長とし、各社から選定された事業部長等の委員を構成員とし、常勤の監査等委員である取締役をオブザーバーとして加えて定期的に開催される安全・コンプライアンス委員会を設置し、経営理念、経営目標及びエキサイトグループ安全・コンプライアンス規程、企業行動基準に基づき、監査等委員でない取締役の業務執行の過程あるいは結果として生ずる種々業務におけるコンプライアンス上の危惧及び問題を監視し、適宜弁護士等外部専門家の助言を得ながら問題の原因、対策を通常業務ラインから独立して討議のうえ、その結果を社長に諮問する。
- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務統括責任者を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

②監査等委員でない取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・業務執行に係る情報について、情報セキュリティガイドラインに基づき、管理責任者の明確化、情報管理区分の設定を行うとともに、文書の取扱における諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等をはじめとする各種文書を適切に作成することとし、これら文書その他の業務執行に係る情報はその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、取締役はいつでもこれを閲覧することができる。
- ・財務情報、経営計画等の重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、ウェブサイト等を通じ、適時・適切な開示に努める。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループは、取締役会にて定期的に重要事業のリスクの見直しを行うほか、定期的及び隨時開催される安全・コンプライアンス委員会等の会議を通じて、業務遂行上のリスク、コンプライアンス上のリスク及び財務報告等の開示に関するリスクについて、そのリスクに応じたリスクマネジメント活動を行う。
- ・リスクマネジメントにおける重要事項については、取締役会に報告する。
- ・業務執行に係るリスク（個人情報漏洩等の事故、情報システムの停止、与信に関わる重大な事故等）を具体的かつ網羅的に認識し、その把握と管理に努め、リスク顕在時の報告体制を危機管理ガイドラインに定める。
- ・危機管理ガイドラインに基づき、リスク顕在時には社長に速やかに報告を行うとともに、初動対応は社長の指示に基づき、安全・コンプライアンス委員長を本部長とする危機管理本部を設置し、平常時と異なる組織体制にて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める。

④監査等委員でない取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、諸規程に基づき取締役会において審議承認された後、執行決定を行う。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行は、各社の部会等及び全社員集会等により従業員に周知徹底を図る。
- ・業務執行は、業務分掌規程に基づく明確な分担及び職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使により行う。
- ・業務執行の実行状況は、定期的に取締役会に報告される。
- ・意思決定の迅速化、内容の適正等を確保するためのIT基盤を整備し、電子稟議等を導入する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・経営理念、経営目標、エキサイトグループ安全・コンプライアンス規程、企業行動基準及び就業規則を業務運営における判断の基準とし、経営者及び各部署長はこれらを従業員に対し周知徹底することにより法令及び定款への適合性を確保する。
- ・従業員の職務執行は、職務権限規程、業務分掌規則に基づく明確な分担及び職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使及び適正な業務処理により行う。
- ・社長直属の内部監査室を設置し、当社グループの業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する定期的な監査により法令等への適合性を確保する。
- ・管理部門による稟議書審査、金銭収受を伴う案件の財務経理担当部署合議により、意思決定の妥当性を都度検証する。
- ・安全・コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ・安全・コンプライアンス委員長は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社長に報告する。
- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する重大事実について、内部情報提供制度ガイドラインに基づき、安全・コンプライアンス委員長、常勤の監査等委員及び常勤監査役を窓口とした内部通報体制を整備し、その運用を行う。
- ・社会秩序や企業の健全な行動に悪い影響を与える個人・団体に対して法令及び企業行動基準に基づき常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような個人・団体とは一切関わらない。
- ・内部監査室は内部統制主管部署等と共同し、法令及び社内規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等従業員に対する教育体制を整備し、また、定期的な見直しにより内容の充実を図る。

⑥当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの内部統制強化の観点から、子会社及び関連会社に取締役及び監査役等を派遣し、その指導、監督を通じて子会社及び関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合していること等経営の適正性を監視し、また、定期的に子会社常勤役員より経営方針、業務実績、業務執行の適正性等につき報告を受け、情報の共有化を図ることにより各社における業務執行の適正性を確保する。
- ・内部監査室は、子会社を内部監査の対象とする。

- ・当社は、子会社及び関連会社のリスクマネジメントに関して、連結対象会社管理規程を整備し、その運用を行う。
- ・取締役及び子会社の取締役は、子会社及び関連会社において、リスクマネジメントにおける重要事項及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、速やかに常勤監査役及び監査等委員会に報告するものとする。
- ・当社は、子会社に安全・コンプライアンス責任者を選出させ、コンプライアンス体制の強化を図るとともに、安全・コンプライアンス委員会に定期的に出席させ情報交換を図り、子会社の状況の把握に努め連携体制を整えるものとする。
- ・子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容に反して法令に違反し、また、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、安全・コンプライアンス委員長に報告するものとする。安全・コンプライアンス委員長は直ちに改善策の措置を求めることができるものとする。

⑦監査等委員会の監査に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の要請があれば管理部門の使用人を事務局員として配置し、当該使用人は社内規程に基づき監査権限を有するものとする。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は、監査等委員会の下で監査事務に関する業務を行うこととし、事務局員の異動及び人事評価等については、監査等委員会との協議を要するものとする。
- ・監査等委員会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は予算措置を講じ外部専門家を独自に起用することができる。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実の重要事項、著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について報告する。
- ・当社グループは、前項に基づいて監査等委員会へ報告したことを理由として不利益を被らないようにすることを保証する。

⑧財務報告の信頼性の向上

- ・金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、経理規程等の社内規程に基づいて整備された業務プロセスの適正な運用を通じて、財務報告の信頼性の向上を図る。また、財務報告の適正性確保に係る法令の改訂・施行に適切に対応する。

- ・内部監査室及び内部統制主管部署を設置し、財務経理担当部署、監査等委員会及び会計監査人との緊密な連携のもと、財務報告の適正性を確保するための体制の整備並びに運用について定期的にモニタリングを行いその適正性を確保する。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- ・当社グループは、取締役及び使用人に基本方針を周知徹底するとともに、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と密接に連絡を取り、組織全体として的確に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には業務執行取締役のほか、社外取締役及び監査等委員である取締役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

②リスク管理体制について

安全・コンプライアンス委員会を四半期に1回、その他必要に応じて開催しており、安全管理・危機管理・法令順守・社会的責任に関する状況報告と課題解決を推進しております。また、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その方針に基づいて内部統制システムの構築を進め、運用しております。運用状況については、検証を行い、業務フローの見直しや社内規程及び基準の新設・改訂など、管理体制の改善に努めおります。

③内部監査の実施について

内部監査室において、社内各部署及び当社グループ会社が、法令、定款、社会規範及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務プロセスにおいて適切な牽制が働いているか否かを監査等委員会との相互協力のうえ、書類の閲覧及び実地調査を行い、内部監査報告書を作成し、取締役会及び代表取締役社長に対し報告を行っております。

④監査等委員の職務の執行について

監査等委員3名は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

常勤監査等委員は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受け、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に關し、意見交換を行うとともに、社内各部署及び当社グループ会社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役及び使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元について、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ持続的な利益還元を実施していくことを基本方針といたします。

この方針に基づき、持続的な成長に向けた戦略投資を最優先とし、企業価値の最大化を図る一方で、資本コストを意識しながら資本効率を高め、安定的かつ持続的な配当の実施と株価形成に繋げていくことを目指し、連結株主資本配当率(DOE) 4%を目安といたします。

剰余金の配当は、期末配当として年1回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる機関決定を取締役会とする旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記基本方針に基づいた普通配当30円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,083,337	流動負債	2,715,357
現金及び預金	2,695,708	買掛金	772,819
売掛金	1,980,184	未払金	457,795
営業投資有価証券	261,000	短期借入金	500,000
棚卸資産	21,719	1年内返済予定の長期借入金	760,400
その他	177,946	未払法人税等	6,505
貸倒引当金	△53,221	その他	217,837
固定資産	5,262,208	固定負債	3,992,063
有形固定資産	8,411	長期借入金	3,992,063
建物及び構築物	14,287		
減価償却累計額	△14,287		
建物及び構築物（純額）	0	負債合計	6,707,421
車両運搬具及び工具器具備品	49,995	(純資産の部)	
減価償却累計額	△44,759	株主資本	3,571,061
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	5,235	資本金	19,065
建設仮勘定	3,175	資本剰余金	1,885,144
無形固定資産	4,007,306	利益剰余金	1,666,851
のれん	3,308,105	その他の包括利益累計額	△71,396
ソフトウェア	515,837	その他有価証券評価差額金	△71,396
その他	183,364	新株予約権	1,785
投資その他の資産	1,246,490	非支配株主持分	136,675
投資有価証券	889,820		
繰延税金資産	127,103		
その他	298,686		
貸倒引当金	△69,120	純資産合計	3,638,124
資産合計	10,345,546	負債純資産合計	10,345,546

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	9,091,963
売上原価	4,206,405
売上総利益	4,885,558
販売費及び一般管理費	4,419,711
営業利益	465,846
営業外収益	
受取利息	2,996
受取配当金	9,899
投資有価証券評価益	19,909
その他	2,417
	35,223
営業外費用	
支払利息	25,811
支払手数料	116,854
その他	3,452
	146,118
経常利益	354,951
特別利益	
投資有価証券売却益	24,391
	24,391
特別損失	
減損損失	98,883
本社移転費用	47,948
その他	1,380
	148,212
税金等調整前当期純利益	231,130
法人税、住民税及び事業税	46,298
法人税等調整額	△2,076
	44,221
当期純利益	186,908
非支配株主に帰属する当期純利益	2,788
親会社株主に帰属する当期純利益	184,120

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,190	2,237,112	1,482,730	—	3,733,033
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,874	5,874			11,749
剰余金 (その他資本剰余金) の配当		△294,977			△294,977
親会社株主に帰属する当期純利益			184,120		184,120
自己株式の取得				△65,681	△65,681
自己株式の消却		△65,681		65,681	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,816			2,816
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	5,874	△351,967	184,120	—	△161,971
当期末残高	19,065	1,885,144	1,666,851	—	3,571,061

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券評価差額金	その他包括利益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	△110,276	△110,276	—	5,703	3,628,460
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					11,749
剰余金 (その他資本剰余金) の配当					△294,977
親会社株主に帰属する当期純利益					184,120
自己株式の取得					△65,681
自己株式の消却					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					2,816
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	38,879	38,879	1,785	130,971	171,636
当期変動額合計	38,879	38,879	1,785	130,971	9,664
当期末残高	△71,396	△71,396	1,785	136,675	3,638,124

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額	
(資産の部)				
流動資産	657,042	流動負債	1,347,652	
現金及び預金	566,044	未払金	40,966	
売掛金	31,262	未払費用	48,771	
前払費用	6,436	未払法人税等	950	
その他	53,299	短期借入金	500,000	
固定資産	10,199,728	1年内返済予定の長期借入金	751,712	
有形固定資産	7,660	その他	5,251	
車両運搬具	6,727	固定負債	6,072,360	
減価償却累計額	△2,242	長期借入金	3,972,360	
車両運搬具（純額）	4,484	関係会社長期借入金	2,100,000	
建設仮勘定	3,175	負債合計	7,420,012	
投資その他の資産	10,192,067	(純資産の部)		
投資有価証券	216,202	株主資本	3,434,973	
関係会社株式	9,558,151	資本金	19,065	
その他の関係会社有価証券	134,275	資本剰余金	1,882,291	
関係会社長期貸付金	83,667	資本準備金	747,039	
長期前払費用	3,043	その他資本剰余金	1,135,251	
繰延税金資産	3,768	利益剰余金	1,533,616	
その他	192,959	その他利益剰余金	1,533,616	
		繰越利益剰余金	1,533,616	
		新株予約権	1,785	
		純資産合計	3,436,758	
資産合計	10,856,771	負債純資産合計	10,856,771	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		
経営指導料		514,225
営業費用		
一般管理費		290,260
　営業利益		223,964
営業外収益		
受取利息	1,043	
有価証券利息	1,489	
受取配当金	1,501,653	1,504,186
営業外費用		
支払利息	49,956	
支払手数料	115,860	
投資有価証券評価損	3,452	169,268
　経常利益		1,558,882
特別損失		
本社移転費用	47,948	47,948
税引前当期純利益		1,510,933
法人税、住民税及び事業税	948	
法人税等調整額	△1,599	△651
当期純利益		1,511,584

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	13,190	741,164	1,495,910	2,237,075
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	5,874	5,874		5,874
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△294,977	△294,977
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△65,681	△65,681
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	5,874	5,874	△360,659	△354,784
当期末残高	19,065	747,039	1,135,251	1,882,291

	株主資本				新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	22,031	22,031	—	2,272,298	—	2,272,298		
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）				11,749		11,749		
剰余金（その他資本剰余金）の配当				△294,977		△294,977		
当期純利益	1,511,584	1,511,584		1,511,584		1,511,584		
自己株式の取得			△65,681	△65,681		△65,681		
自己株式の消却			65,681	—		—		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					1,785	1,785		
当期変動額合計	1,511,584	1,511,584	—	1,162,675	1,785	1,164,460		
当期末残高	1,533,616	1,533,616	—	3,434,973	1,785	3,436,758		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

エキサイトホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣瀬 勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	糸井 祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エキサイトホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エキサイトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

エキサイトホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト 一 マ ツ
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	廣瀬 勉
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	桑井 祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エキサイトホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、監査等委員会は、その職務の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査等委員の意見について

監査等委員間で異なる意見はありません。

4. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はありません。

2025年5月23日

エキサイトホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 乗 松 美 緒 彦 ㊞

監査等委員 澤 田 直 ㊞

監査等委員 浅 利 圭 佑 ㊞

監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上